

G a N研究コンソーシアム・ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、G a N研究コンソーシアム規約第27条の規定に基づき、G a N研究コンソーシアムのロゴマーク（以下「マーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 G a N研究コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）の活動イメージを図案化したマークを幅広く使用することにより、本コンソーシアムの活動を統一的に表現し、分かりやすく社会に伝えていくものとする。

(使用者)

第3条 マークを使用できるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本コンソーシアム
- (2) 本コンソーシアムの会員及び所属する職員並びに学生
- (3) 運営幹事会が指定する団体
- (4) 運営幹事会の承認を受けた団体

(使用範囲)

第4条 前条に定めるものは、マークを次の各号に掲げるものに使用できる。

- (1) 本コンソーシアムの各種出版物、パンフレット及びポスター
- (2) 前条に定めるものが運営するウェブサイト
- (3) 名刺、封筒及びレターヘッド
- (4) 本コンソーシアムの教育研究活動等で使用するもの
- (5) その他運営幹事会の承認を受けたもの

(使用申請)

第5条 第3条第4号及び前条第5号の承認を受けようとする者は、別記様式により事前に申請しなければならない。

2 前条の規定に関わらず、営利を目的としてマークを使用しようとする場合は、別記様式により事前に申請しなければならない。

(使用承認)

第6条 運営幹事会は、前条により申請を受けた場合は、内容を審査の上、使用を承認するものとする。ただし、使用目的等が次に掲げるものの一に該当する場合、使用を承認するこ

とができない。

- (1) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用する場合
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (3) その他運営幹事会が適当でないと認めた場合

2 運営幹事会は、使用を承認するにあたり、条件を付することができる。

(遵守事項)

第7条 マークを使用するものは、本コンソーシアムの品位及び尊厳の保持に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) マークの形状、彩色及びパターン
- (2) マークの使用に当たっての適正な管理

2 前項に定めるもののほか、マークを使用するものは、別に定めるマニュアルを遵守しなければならない。

(使用承認の取消等)

第8条 運営幹事会は、次に掲げるものの一に該当する場合は、マークの使用の停止、使用の承認の取消又は使用物件の回収等の必要な措置を講じることができる。

- (1) 本コンソーシアムの名誉が傷つけられ、又はそのおそれがある場合
- (2) 使用申請の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) この規程の定める事項に違反した場合
- (4) その他運営幹事会が必要と認めた場合

(承認を受けないで使用した場合の措置)

第9条 運営幹事会は、マークの使用承認を受けずに使用しているもの又は使用しようとしているものに対し、その使用の停止を求めることができる。

(事務及び管理)

第10条 このマークに関する事務及び管理は、本コンソーシアムの事務局が行う。

2 事務局は、このマークに関する商標の管理を、幹事会員に委託することができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成30年5月16日から施行する。

別記様式（第 5 条関係）

年 月 日

ロゴマーク使用申請書

G a N研究コンソーシアムロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

申請者の氏名（団体等の場合は、名称及び代表者の氏名）	
申請者の住所（団体等の場合は、団体等の住所）	
連絡先	電話：
	e-mail：
使用目的	
使用方法	
使用図案	別添のとおり

以上